

286—2270  
令和4年3月9日

関係団体各位

宮崎県県土整備部建築住宅課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る県の対応の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る県の各種施策につきましては、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

3月6日をもって、国の「まん延防止等重点措置」の本県への適用が終了しました。

これに伴い、飲食店等への営業時間短縮等の要請は終了しますが、県内では、新規感染者数が下げ止まりの状況が続く中で、今後、人の移動や会合の機会が増える年度末を迎えることから、「まん延防止等重点措置」終了後も、高い警戒レベルを維持する必要があります。

このため、3月を「リバウンド（感染再拡大）防止強化月間」として位置づけ、感染再拡大を防ぐために必要な行動制限を継続することとしております。

つきましては、3月7日以降は、県民及び事業者の皆様に対して別紙のとおり、県外との往来自粛や会食制限（1卓4人以下、2時間以内）等の行動要請を行いますので、引き続き感染防止対策に御理解・御協力をお願いします。

また、併せて貴団体等の会員の皆様への周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

(文書取扱 建築住宅課)

担 当：【宅地建物取引業関係】  
宅地審査担当：堀内  
【県営住宅指定管理関係】  
公営住宅担当：野別  
【その他】  
建築指導担当：小野  
連絡先：0985-26-7196